

『PCA 医療法人会計シリーズ』Ver.1.0 Rev.6.20

プログラムでの主な機能強化・仕様変更点

SZR_2606

主な機能強化・仕様変更点は以下の通りです。

操作等の詳細については、オンラインヘルプ、またはPDFマニュアルをご覧ください。

◇インボイス経過措置対応

- 税区分に「70%控除税区分」を追加しました。
- 期末日が2026年10月1日以降の場合、勘定科目や補助科目などのマスターに設定されている税区分を「80%控除税区分」から「70%控除税区分」へ自動で置き換えます。
- 入力ミスを防止するため、補助科目の事業者区分・伝票日付・税区分の組み合わせに不整合がある場合、税区分の表示色を変更し、登録時にアラートメッセージを表示します。
- 伝票入力などで、補助科目の事業者区分に【非適格(経過措置あり)】が選択されている場合、伝票日付が2026年10月1日より前であれば、「70%控除税区分」を「80%控除税区分」に読み替えます。
- 「消費税集計表」「取引先別税区分別集計表」において、追加された「70%控除税区分」の集計に対応しました。
- 「過年度実績入力」において、対象月度が2026年10月より前であれば、「70%控除税区分」の税額を「80%控除税区分」として処理します。
- 「経費精算へのマスター転送」において、追加された「70%控除税区分」の転送に対応しました。

◇「監査」機能の強化

- 「仕訳重複チェック」を追加しました。伝票日付と金額が一致する伝票が二重に登録されていないかを、確認できる機能です。

◇PCA ID対応 (PCAクラウドのみ)

- システム領域の作成・更新時にPCA ID連携の有効化を行えるようになりました。

◇『データ連携オプション』に関するインボイス経過措置対応

- 「デフォルト税区分を設定する」が有効な場合の動作：取り込みデータの補助科目の事業者区分に【非適格(経過措置あり)】が設定されている場合、伝票日付が2026年10月1日より前であれば、「70%控除税区分」を「80%控除税区分」に読み替えます。